

令和3年度 7月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和3年 7月 5日 (月) 午前9時  
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 21人 欠席者 3人

議席番号	委 員 氏 名	出欠	議席番号	委 員 氏 名	出欠
1 番	古賀 和則	出席	1 3 番	綾部 勝年	欠席
2 番	日高 幸子	出席	1 4 番	本田 浩二	出席
3 番	松下 茂	出席	1 5 番	橋本 達男	出席
4 番	田中 雄三	出席	1 6 番	寺田 一義	出席
5 番	橋本 昭憲	欠席	1 7 番	寺田 宏澄	出席
6 番	大川 定道	出席	1 8 番	森園 文男	出席
7 番	江頭 政寛	出席	1 9 番	松永 淳	欠席
8 番	鷺崎 和志	出席	2 0 番	本村 一	出席
9 番	尊田 信明	出席	2 1 番	副島 幸満	出席
1 0 番	馬郡 文男	出席	2 2 番	牛島 和昭	出席
1 1 番	山内 しげ子	出席	2 3 番	田中 節士	出席
1 2 番	濱尾 種光	出席	2 4 番	島田 忠誠	出席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について ( 1 件)

報告第2号 農地等形状変更届について ( 1 件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 ( 1 件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町許可分 ( 1 件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町許可分 ( 2 件)

議案第4号 農用地利用集積計画 (経営基盤強化促進法分) について  
委員会決定分 ( 5 件)

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について  
委員会認定分 ( 2 件)

その他

## 事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より7月の農業委員会総会を開催します。現在の出席委員は21名、欠席委員は3名で、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんより欠席の連絡がっております。

会長よりお願いします。

## 会長

皆さん、おはようございます。

田植えも無事に終わり、大豆の播種の時期となりましたが、あいにくの天気模様で大変だと思えます。また、私達みやき町農業委員会も委員改選にて新体制となり1年が経過しましたが、皆様のご協力にて毎月の総会、利用状況の調査、遊休農地の調査と大変ご苦勞様です。その調査後の非農地に該当するかどうか、該当する土地の承認と大変ご苦勞をおかけします。また、人・農地プランの推進については、現在中原校区の高柳地区で進められている状態です。農業者年金の加入促進活動もして頂いてる皆様には、大変お世話様です。まだまだコロナの終息が見えない中、私達農業者も大変厳しい状況となっておりますが、コロナの接種もだいぶ進んでおり、これから先、休息に向けていくと思われまますので、どうかよろしくお願ひしますし、これからは危険な暑さとなりますので、健康管理には十分注意しながら農作業を行って頂きますようお願ひ致します。

本日の議案・報告等につきましては

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による通知書について          |
| 報告第2号 | 農地等形状変更届について                  |
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について          |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について          |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について          |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について     |
| 議案第5号 | 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について |
| その他   |                               |

となっております。

なお、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてですが、2件の審議件数となっておりますが、申請番号1の案件について、申請人の方が申請後死亡され、相続人の方より申請取下げ願ひが提出されましたので、本日の総会では審議案件から除外することといたします。

他の案件につきましては、議案書のとおりですので、よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の名指があつてから意見をお願いします。

ます。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき、〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 1 件 面積 5, 278 m<sup>2</sup>

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地等形状変更届について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号農地等形状変更届について、届出人の住所、氏名、土地の所在地、地目、面積、形状変更理由、周囲の状況が判る付近見取り図、字図、形状変更届出の内容等を届出書の記載事項及び添付書類により説明する。

事務局

補足説明

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

申請者は民家レストラン「〇〇屋」を経営されており、お客として来られた方が野菜を買って行かれるのに対して、農地がああたりにでは一番低い場所にあり、野菜がつく

れないので、かさ上げを望まれてあるものです。  
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局には、私から質問をしたいと思います。頁6, 9で工事施工業者の明記がありませんが、どこが請け負われてあるのでしょうか。

事務局

〇〇さんは建設業を営んであるわけではなく、御自分が建設現場で働いてあるので、ご自分が重機類を扱えるし、資材も調達し工事を請け負われてあると聞いております。

議 長

担当地区の〇〇委員さんにお聞きします。先ほどの事務局の説明で盛土は出来ると判断されましたか。

〇〇委員

現在の表土をはいでおいて、他より持ってきた土をいれ、現在の表土を上に戻すというものですが、他より持ってくる下に入れる土を、変なものを持って来ないように監視はしなければならないと思っています。

事務局

今回施工業者として名前を挙げる〇〇さんは、申請者の〇〇さんが、法人の「〇〇ファーム」の代表をされてありますが、北茂安の江口体育館の横、元々畑であった農地を集約等をして耕作がしやすいように施工し、その作業をされたのが〇〇さんであり、そのつながりで今回の施工も依頼されてると聞いております。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

隣に畑が2筆ありますが、関係ない畑なのでしょうか。関係ない畑ならば迷惑を掛けないようにして下さい。

事務局

この2筆の畑は申請人が借地している畑で、所有者は亡くなられて相続人からの同意を得ての盛土になっています。

議 長

他に質疑がないようですので、報告議案ではありますが、令和3年4月1日付けで施行しました「みやき町農地形状変更取扱要綱」第6条第1項において、総会において農地形状変更届出書の受理又は不受理を決定するとされていますので、採決を行います。

本案件について受理することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成ですので、報告第2号の農地形状変更届については、受理することに決定し、届出者に対し、「農地形状変更届出受理通知書」及び「農地形状変更届出済標識」の交付を行います。

また、同要綱第9条第1項において「会長は、工事の円滑かつ適正な執行を図るため、農業委員会委員のうちから2人を指名し、工事着工から工事完了に至る期間、工事の確認をさせるものとする。」と規定されていますので、本案件の確認委員として、〇〇番の〇〇委員と〇〇番の〇〇委員を指名しますので、工事着工から完了まで事業が適正に行われるよう確認を行っていただき、届出内容と異なった施工を確認した場合やその可能性があるかと判断した場合には、届出書どおりの施工が行われるよう是正指導を行ってください。

続きまして、議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

この売買に関してましては、同意書もあり特段問題はなく支障はないと思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

売買金額が80万円／10aとなっていますが農業公社の利用は考えられなかったのですか。農業公社の説明はうけられたのですか。

事務局

他の売買契約も同様ですが、農業公社の説明はいたしております。説明した上での3条での売買契約となっております。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

本件につきましては、前回取り上げてもらいましたが、今回は図面の変更がなされており、計画の農機具の配置図も確実に用意されており、周囲への影響も前回と同様今回も影響はないと思われ、汚水関係も下水道で処理され問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

この件につきましては、先月24日に4名で現地確認を行いました。本宅の裏側に石垣積で3段の農機具が入るような場所ではなく、手仕事であるような小さい畑で資材置場となっていますが、周りも宅地ですが造園業をされており特段問題視することはないと思います。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

資料24ページで〇〇さんとなっているのは。

事務局)

申請地の元々の所有者の〇〇さんは、鳥栖の方へ住居をうつされており、役場の町づくり課の空き家バンクに登録されてありました。宅地については数年前に今回の譲受人の〇〇さんが取得されてありますが、その際に隣接する農地までと言うお話もありましたが、〇〇さんが農業をされておらず農地での取得ができなかったということでしたが、ただここだけ自宅に隣接する農地で隣接地との高低差もあり使い勝手のわるい農地であるということで、今回は宅地として使用すること、所有権移転および地目変更を行っていくことでの申請になっております。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑 なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

6月25日に私、〇〇委員、〇〇委員、事務局の5名で現地確認を行いました。農地区分としては第一種農地で、転用目的は車3台停めるための駐車場です。27ページをご覧くださいと江見線の中央を南北に入っていく、昔ガソリンスタンドがあった東西に細長い農地です。現在は何も作っておられず雑草が生えています。水路は下部にクリークがあり流れ込むようになっており近辺の耕作者の方には迷惑をかけることはないと思われま

す。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。



(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 3 件 所有権移転 2 件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第5号1農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします

事務局

議案第5号1について、議案書に基づき対象農地の位置、状況、耕作条件、農振地区分の内容等を説明。

事務局

補足説明

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

先月、中原校区の農業委員4名と事務局にて現地確認を行いました。42ページの地番4010-1の雑種地は本来ならば埋立され開発されていたはずなのですが、行っていた業者がゴミ焼却場の搬入道路の工事中の泥が流れこんで途中で頓挫してしまい開発も止まってしまった為に、〇〇さん〇〇さんの田んぼへの出入り口が無くなり現在の在り様になっています。農地への復旧は難しく非農地として認めて頂くようよろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移りたいと思います。

議案第5号1農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について「非農地」に該当する土地であると承認する事に賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第5号1は提案どおり承認する事に決定いたしました。

続きまして、議案第5号2農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします

事務局

議案第5号2について、議案書に基づき対象農地の位置、状況、耕作条件、農振地区分の内容等を説明。

事務局

補足説明

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

ここは以前は畑として使われていましたが、4～5年前が竹林化しており、このため池区域は私の地区が管理しております。年に4回ほど見回りをしており竹林の方からため池へ大きな木が倒れこんでいたり、畑へいく道もつぶれてしまいその為に急速に森林化してしまったのではないかと思います。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移りたいと思います。

議案第5号2農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について「非農地」に該当する土地であると承認する事に賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

事務局

非農地承認後の事務手続きの説明

議 長

全員賛成ですので議案第5号2は提案どおり承認する事に決定いたしました。続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

1. さが園芸生産888億円推進運動について
2. 「農地利用状況調査」に向けての担当地区検討会について

議 長

8月の総会は、8月 4日(水)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、8月 4日（水）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、その他事項でも説明がありました検討会の日程と調整を図り、7月26日の週に行いますので、該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで7月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 鷺崎 和志

議事録署名人 番

議事録署名人 番